

子どもたちの成長のために

東近江やまの子キャンプ
ボランティア
スタッフ募集

市内の小中学生を対象に夏休みに実施する「東近江やまの子キャンプ」で、子どもたちの活動を補助するボランティアスタッフを募集します。

■内容 イワナ焼き、活動写真撮影、子どもたちの安全管理など

■日時 8月1日(日)～5日(木)

※1日単位でも申込みができます。

■会場 園愛郷の森キャンプ場(和南町)

野外活動に興味があり、心身ともに健康な人(中学生以下を除く)。

※子どもが好きな人、大歓迎。経験や資格は問いません。



申込先
〒7月16日(金)まで
IP 050-5801-5631
FAX 0748-24-5576

楽しくボランティア

サマーホリデー事業
ボランティア募集

特別支援学校や特別支援学級に通う子どもたちが、夏休みに地域の人々と触れ合い、楽しく過ごすための事業です。



子どもたちを見守り、プールや工作などで一緒に遊んでいただける人を募集します。

■日時 7月26日(月)から8月27日(金)までの間で、土・日曜日、祝日などを除く15日間(各日も9:30～15:30)

※1日単位でも申込みができます。

■会場 園野口町自治会館、ゆうあいの家(永源寺高野町)、五個荘コミュニティセンター、湖東コミュニティセンター別館、能登川自治会館、せせらぎ(市子川原町)

■申込先 東近江市社会福祉協議会 地域福祉課
IP 050-5801-1125 FAX 0748-20-0535

将来への橋渡し 国民年金

保険料の納付が困難な場合は、免除・猶予制度があります

国民年金保険料の納付は、国民の義務ですが、経済的な理由などで納付が困難な場合は、納付を免除または猶予される制度があります。制度の活用には、所得など一定の要件があり、申請して承認を受ける必要があります。

令和3年7月分から令和4年6月分までの免除・猶予申請は、本年7月から手続きすることができます。

なお、免除・猶予・学生特例は、申請日から2年1カ月前まで遡って手続きをすることができます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少や所得の低下が見込まれる人についても、納付が免除または猶予される場合があります。

納付免除

本人や配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。

■納付猶予

50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、納付が猶予されます。

学生の納付特例

学生で、本人の前年所得が一定基準以下であれば、納付が猶予されます。継続して猶予を希望する場合は、毎年4月以降に必ず申請してください。

申問 保険年金課

IP 050-5801-5631
FAX 0748-24-5576
または各支所

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療 保険料決定通知書を

7月中旬に郵送します

令和3年度の保険料は、令和2年中の所得に基づき計算しています。「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額が公的年金から引き落とされます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替による納付となります。

新しい被保険者証を

7月中旬に郵送します

8月1日から新しくなる「後期高齢者医療被保険者証」(びわ色)を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。



草木の繁茂に要注意!



空家の適正管理は所有者の責任です!

これからの季節は、草木が急速に成長するため、定期的な立木の伐採や除草をするなど、所有者による適正な管理が必要です。

管理せずに放置していると、近隣住民に迷惑をかけたり、危険を及ぼしたりすることになります。管理不全が原因で近隣家屋が破損された場合、所有者は損害賠償責任を負わなければならない可能性があります。

<p>近所や通行の迷惑に</p> <p>草木の繁茂は、隣地や道路への突出につながり、大変危険です。また、折れた枝などにより、近隣住民が負傷したり車が破損したりする可能性があります。</p>	<p>ゴミの不法投棄や不審火による被害</p> <p>空家が不衛生になると、ゴミが不法投棄されやすくなります。また、燃えやすいものが増えるため、火事が起きる危険性も高まります。</p>	<p>害獣による被害</p> <p>景観が悪化すると、動物はそれを察知し、空家に侵入します。そのため、悪臭の発生や鳴き声などの騒音被害が発生します。害獣による被害は建物を傷付け、資産価値の下落につながります。</p>
---	---	---

園住宅課空家対策推進室 IP 050-5801-5691 FAX 0748-24-5578

地域でつくる夏の風物詩

30万球のイルミネーションが
彩る光の祭典

コトナリエ
サマーフェスタ 2021

■日時 7月23日(祝)～8月14日(土)
19:00～21:00
(7月26日(月)～28日(水)、8月3日(火)、10日(木)、11日(水)を除く。)

■会場 ひばり公園(池庄町610)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、花火・ステージイベント・バザー・無料シャトルバスの運行はありません。

■申込先 コトナリエ実行委員会
IP/FAX 050-5801-0277
電話対応時間 9:00～16:00
(火・木・金曜日のみ)



「**限度額認定証**」を
更新します

医療機関で入院時や高額な外来診療を受けるときに限度額認定証を提示すると、入院時の食事代が減

額され、支払い額の上限は限度額までとなります。

対象となる人は、後期高齢者医療制度の被保険者で、世帯全員の令和3年度市県民税が世帯全員非課税の人および一定所得以下の人です。令和3年7月31日まで有効の認定証をお持ちの人で、令和3年8月以降も該当する人には、新しい被保険者証とあわせて郵送します。(手続き不要)対象となる人で限度額適用・標準負担額減額認定証がない人は、申請してください。

新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免

次の要件を満たす人は、保険料が減免となります。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人
↓ 保険料を全額免除

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入に減収が見込まれる世帯の人
↓ 保険料の一部を減額

詳しくは、問い合わせください。

■申込先 保険年金課・保険料課
IP 050-5801-5632
FAX 0748-24-5576